

令和8年度 遊佐町有害鳥獣対策の補助事業のお知らせ

有害鳥獣から農作物被害を軽減のため、対策費用の一部を補助し、鳥獣被害対策への取り組みを推進しています。予算に限りがありますのでまずはお早めにご相談ください。

【担当・お問合せ先】
 遊佐町産業課農業振興係
 TEL：0234-72-5882
 e-mail：nousin@town.yuza.lg.jp

事業名	①有害鳥獣被害対策推進事業	②有害鳥獣捕獲報償金交付事業	③野生鳥獣市街地等出没対策事業1	④狩猟免許取得支援事業
補助内容	鳥獣被害防止のための電気柵の導入経費	有害鳥獣の捕獲に対する報償金	民家付近の不要果樹の伐採及びトタン巻きに係る経費	狩猟免許及び銃所持許可の取得経費
具体例	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵の購入経費 通電性の有する防草シートの購入経費 	ハクビシン、カラスの有害捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> 【不要果樹の伐採】 不要果樹の伐採及び伐採後の処分 【トタン巻対策】 ※利用している果樹も対象 トタン巻に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種銃猟免許又はわな免許取得に係る経費 銃砲所持許可及び銃、銃及び弾の保管庫などに係る経費 猟友会加入経費 更新に係る経費
事業主体	農業者 営農組織又は生産組合等	農業者 営農組織又は生産組合等	個人又は自治会等（集落、まちづくり協会）	町内に住所を有し、猟友会員として捕獲活動に従事しようとするもの
補助率	2分の1以内 （補助上限20万円） ※R8増額	<ul style="list-style-type: none"> ハクビシン 3,000円/頭 カラス 2,000円/羽 	<ul style="list-style-type: none"> 【不要果樹の伐採】 3分の2以内又は不要果樹の伐採本数に40,000円を乗じて得た額のいずれか低い額 ※R8増額 【トタン巻対策】 3分の2以内（上限10,000円） 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許取得に係る経費の1/2以内（上限6,600円） 銃砲所持の許可及び銃、銃及び弾の保管庫などに係る経費の1/2（上限8,270円）
条件等	<ul style="list-style-type: none"> 家庭菜園などの自家消費作物の被害防止も対象 設置費用は対象外 防草シートのみ購入は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲許可を受けているものに限る（県の許可） 確認物として、ハクビシンは【尾】、カラスは【両足】の提出が必要 	民家付近の【不要果樹の伐採】伐採及び伐採後の処分に直接要する経費が対象 ※事業者への委託による伐採が対象 民家付近の果樹に対する【トタン巻対策】設置費用は対象外（部材のみが対象）	<ul style="list-style-type: none"> 県猟友会遊佐支部に入会すること 有害捕獲に協力すること
その他	事業実施前にご相談ください。	事業実施前にご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施には所有者の同意を得る必要があります。 事業実施前にご相談ください。 伐採の対象となる不要果樹は、最寄りの住家からの水平距離が200メートル以内の範囲にあり、利用していないものが対象です。 	免許取得前にご相談ください。

令和8年度 遊佐町有害鳥獣対策の補助事業のお知らせ

有害鳥獣から農作物被害を軽減のため、対策費用の一部を補助し、鳥獣被害対策への取り組みを推進しています。予算に限りがありますのでまずはお早めにご相談ください。

【担当・お問合せ先】
 遊佐町産業課農業振興係
 TEL：0234-72-5882
 e-mail：nousin@town.yuza.lg.jp

事業名	⑤野生鳥獣市街地等出没対策事業2（R8新規）	⑥遊佐町有害鳥獣農地復旧事業（R8新規）
補助内容	自治会等による緩衝帯整備に係る支援事業	イノシシ等の有害鳥獣により被害が生じた農地の復旧に係る経費
具体例	藪や雑木林の整備に係る各種労務・委託経費 ・日当 ・機械等の賃借料、消耗品、燃料等 ・伐採した樹木の処分経費 ・各種委託料 	畦畔、のり面復旧に係る各種労務・委託経費 ・バックホウ、トラクター等重機の運用 ・復旧に使用する資材購入 ・委託業者等への支払い 
事業主体	自治会等（集落、まちづくり協会）	町内で営農している農業者、農業法人、集落営農組織
補助率	定額 （補助上限15万円以内）	2分の1以内 （補助上限10万円以内）
条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備後、3年以上継続して維持管理を行うこと ・緩衝帯を整備する土地の所有者の合意があること ・令和8年12月31日までに伐採が完了するものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭菜園、農作物を出荷していない農地は補助対象に含まれません。（表面の有害鳥獣対策推進事業の活用をご検討ください） ・補助は1事業主体につき、年度内に1回まで
その他	事業実施前にご相談ください。	4・5月は田の復旧を優先させていただきます。 畑は6月以降に対応予定ですが、本事業を活用される方は事前にご相談ください。